

(仮称) 大山田安定型産業廃棄物最終処分場設置等事業計画の再意見書に対する見解書当該区分一覧表 (山田地区)

No.			見解 (該当区分)
1	意見	①見解書Kの2(4),3(3),4(2)、5(3)に対して 万が一の場合は、「直ちに、本件事業を停止し、前項緊急連絡体制に基づき関係先に連絡の上、原因究明し、異常な状況を解消できるような措置を講じます。」とあるが、貴社が本件事業に関して構築すべき各種ルールの中には、「危機管理マニュアル」的なものが無いが、もっと具体的にリスクに備えるべきと考えます。 ②見解書Cについて 事業の規模について最小限の規模にしたとの記述がありますが、事業完了(2033年8月閉鎖完了予定)後は、同近隣地(既存所有地)において同様の事業を計画実施しない方針を明示していただきたい。	C・K
	理由	①見解書Lの3において、「参考として、大津市の最終処分場での運用しているマニュアルは以下のとおりであり、本件事業用のマニュアルのベースとします。」とあるが、事業における当然の事務取組マニュアルが存在するのみである。危機的状況を想定していない事業運営は企業としてリスク管理に欠けると考えられるため。 ②将来、同様の施設が計画されれば、前回資料「生活環境影響調査」内においても示されている、計画地内の埋立区域(土堰堤を含む)が流域に占める割合は約4%であり影響を及ぼす可能性は小さいとしている根拠が覆ることから。	
2	意見	処分場の件では、次のように差し止めの意見を出します。 「私たち地域住民は、日本国憲法にあるように健康に生きる権利や平穏に生活する権利が保障されています。 しかし、今般処分場建設の書類を見ると、私たちが安心安全に生存する権利が侵害されます。それは事業を実施することにより〈有害物質の混入〉、〈汚染水の拡散〉されることは明白であり、これが建設差し止めの意見です」。	B・F
	理由	本件産廃処分場については、流れ出す汚水は山田水源に流れ込み、山田地区住民の飲料水が汚染される恐れがあります。また、下流域の農業用水が汚染され、農作物が汚染され、人体に有害となる恐れがあります。以上のような内容を中心に、その他付随することも含めて、処分場の建設には反対であり、手続きを差し止めるよう強い意見を出します。	
3	意見	事業には反対です。	N
	理由	環境の悪化が心配です。 将来の為に、きれいな水であり続けてほしいと思います。	
4	意見	水質汚染の懸念により処分場設置に反対する。	F
	理由	流域の広い河川の源流域での処分場は直下の農業用水取水及び上水道取水による健康被害、農業経済被害が懸念される。長期にわたる安全保証が担保されない。	

No.			見解（該当区分）
5	意見	浸透水等に影響があるようなことは想定できません。また、「そのような可能性があるのであれば法律によって許可はされないと考えます」と断じてられています。法整備の不備が指摘され年々改正されているが、未だ多くの問題をかかえている法律を(廃棄物の添植物そして混然一体になっている有害物質を手作業で除去するのは不可能といわざるを得ないとの判例)錦の御旗として強行されようとしています。しかし最上位に位置する日本国憲法の第三章に「国民の権利及び義務」が定められている。事業者もその権利が見認められていると思う。が、その条文には公共の福祉に反しない限りと明示されているが、計画されている事業が水道水源上流に設置する事は公共の福祉に反していると思う。	B・F・M
	理由	193件の意見に一つ一つに対応せず、説明会時と変わらない見解書の内容で有る。水質汚染防止対策については「想定し得ません」「あり得ません」「予測、予見できません」の見解表現が多く有るが、過去多くの判例が安定型処分場の問題が指置され、後追いの形で法改正がされてきたが、未だ多くの問題をかかえる法を後立てとして、水道水源へ施設を設ける事は飲料水が汚染される恐れが深まり健康被害が必至である。	
6	意見	見解書A本件事業を実施することに対する社会的意義について ネガティブな情報だけを取り上げてこの事情を否定しているのではありません。 不適切なごみ最終処分場は、現実に行っているのが実情です。 B項でも不適正事業者の実態を認めている文言があります。 そのような状況で住民が素直に建設計画を認めることはできません。 意見書1件に対し見解書を1枚にしてください 見解内容がぼやけてしまいますので1問1答でお願いします。	A・B・N
	理由	記載なし	
7	意見	見解書A本件事業を実施することに対する社会的意義について 本件事業用地が防災拠点施設として利用できるとありますが、地域住民が臨んだことではありません。 この内容はどのような発想、あるいはどこからの指導があったのか聞かせていただきたい。 意見書1件に対し見解書を1枚にしてください。 見解内容がぼやけてしまいますので1問1答でお願いします。	A
	理由	記載なし	

No.			見解（該当区分）
8	意見	見解書A本件事業を実施することに対する社会的意義について 地域との共生について 地域行事への参加・協賛、跡地利用など考えられない内容です。 企業の一方的な考えで住民が要望したものでない。 社会的意義のある事業と説く前に人の生命について考えていただきたい。 意見書1件に対し見解書を1枚にしてください。 見解内容がぼやけてしまいますので1問1答をお願いします。	A
	理由	記載なし	
9	意見	見解書B安定型産業廃棄物最終処分場運営事業について 安定型産業廃棄物最終処分場運営事業自体を否定するものではありませんが、 なぜ水源に関する条例があるこの地域に建設しようと考えたのか理解できない。 この場所を選んだ理由として、企業理念のどの部分に該当するのかお聞かせ願いたい。 意見書1件に対し見解書を1枚にしてください。 見解内容がぼやけてしまいますので1問1答をお願いします。	C
	理由	記載なし	
10	意見	見解書B安定型産業廃棄物最終処分場運営事業について 9項に大津夢の里第2処分場の実勢データを証明としたいとありますが、全く環境の違うところでのデータを証明としたいというのはあまりにも無茶な回答です。それが証明とならないということであれば、ほぼ証明は不可能と回答されています。 わずかな証明をできる可能性があるのなら証明すべきです。 その方法を回答ください。 意見書1件に対し見解書を1枚にしてください。 見解内容がぼやけてしまいますので1問1答をお願いします。	B・F
	理由	記載なし	
11	意見	見解書B安定型産業廃棄物最終処分場運営事業について 14項に現時点で廃掃法が改正されていないとありますが、改正されているのでは。 50トン以上の排出する業者は、電子マニフェストの義務化となっていると思います。 電子マニフェストを実施していない業者からの受け入れを、絶対やらないという保証はあるのか。疑問である。 意見書1件に対し見解書を1枚にしてください。 見解内容がぼやけてしまいますので1問1答をお願いします。	B
	理由	記載なし	

No.			見解（該当区分）
12	意見	見解書C本事業の規模・生活環境に影響が生じる恐れがある地域の範囲について 1項に各行政庁との協議・専門家からの意見を反映しとありますが、その内容を記したものはありますか。 また、その書類等は閲覧することは可能でしょうか。 意見書1件に対し見解書を1枚にしてください。 見解内容がばやけてしまいますので1問1答でお願いします。	C・N
	理由	記載なし	
13	意見	見解書C本事業の規模・生活環境に影響が生じる恐れがある地域の範囲について 2項に関係地区への説明機会をもう少し事前に設けるべきとの反省が記述されていますが、そのあとに関係法令等に基づき事を進めたとあります。 反省の後に法を盾にするやり方について、企業の体質が露になったのでは。 意見書1件に対し見解書を1枚にしてください。 見解内容がばやけてしまいますので1問1答でお願いします。	C・N
	理由	記載なし	
14	意見	見解書C本事業の規模・生活環境に影響が生じる恐れがある地域の範囲について 4項に大規模処理施設になればなるほど周辺地域への影響が大きくなると認識されています。 小規模の施設なら影響が少ないと考えられているということだと思いますが、少なくとも被害が出るようであれば、この計画は絶対許されるものではありません。 意見書1件に対し見解書を1枚にしてください。 見解内容がばやけてしまいますので1問1答でお願いします。	C・N
	理由	記載なし	
15	意見	見解書C本事業の規模・生活環境に影響が生じる恐れがある地域の範囲について 6項に生活環境に影響が生じる恐れがある地域の範囲について県条例に基づき判断したとありますが、 7項で様々な諸条件を考慮したうえで適切な判断をしたとなっています。 水源の上流域であることを無視しています。 判断は適当であり適切ではありません。 意見書1件に対し見解書を1枚にしてください。 見解内容がばやけてしまいますので1問1答でお願いします。	C・M N
	理由	記載なし	

No.			見解（該当区分）
16	意見	産廃施設建設計画について該当地域への事前相談をしなかったのは何故か。 全てが法的な処理で済まされるなら住民が納得できる法改正が必要です。 法的(廃掃法)には、事前相談は三重県となっているようですが、原発の誘致に関することでも住民との協議が行われているように、生命に関することでは同じレベルの問題である以上、住民への説明は事前に行い計画を進めていくのが当たり前のことではないかと思います。環境を重視する企業として住民への配慮がなさ過ぎます。人体に影響を及ぼす汚染水の流出など、想定外の事態が起こることも十分考えられます。 私たちの生命にかかわる問題であり、もし施設の建設が許可になれば未来永劫不安な日々を送らねばなりません。 見解書の内容は、納得のいく明確な内容が記述されていません。 再度見解書を出してください。 意見書1件に対し見解書を1枚にしてください。	F・K N
	理由	記載なし	
17	意見	産廃施設の建設場所としてなぜ下阿波地区が候補地になったのか。該当地区の住民(服部川から取水して生活する者)が飲料水や農業用水などに使用している水が汚染されるのではないかと不安になることは企業として考えなかったのか。 産廃施設を建設しようとしている土地は、この目的のために土地を買収したものではありません。この土地は元々ゴルフ場を建設事業に準備された土地であり産廃事業を行うために適正な土地として準備されたものではない。遊ばせておきたくない土地だからという理由で、産廃施設の建設事業を行うのは、あまりにも下流地域の住民の生活及び生命を軽視しているとしか思えません。 見解書の内容は、納得のいく明確な内容が記述されていません。 再度見解書を出してください。 意見書1件に対し見解書を1枚にしてください。	F・M N
	理由	記載なし	
18	意見	産廃事業計画の概要に、社会的意義サステナブルな社会を目指すと掲げられていますが、もっともな内容であると思います。持続可能な社会を継続していくためには、人が健全な生活を維持していくことが最優先されるべきと考えます。企業側の事業計画の概要理念などには、このことには触れていません。重要な事項です。 持続可能な社会を継続していくためには、それ以前に、私たちが生活していく上で必要不可欠な水を確保することは、もっともっと重要なことです。それを確保してからの維持可能な社会があると考えます。健全な生活を維持していくことが、最優先されるべきと考えます。 見解書の内容は、納得のいく明確な内容が記述されていません。 再度見解書を出してください。	F・N
	理由	記載なし	

No.			見解（該当区分）
19	意見	産廃施設計画の概要資料は、一見きちんとまとめられた資料のように見えます。事務的に処理された印象があります。例えば、水質検査の数値や施設が稼働した時の予想数値など、その内容はどこが保障するのか責任の所在(説明資料の検査機関の表示がない)がはっきりしていないので疑問であり不安である。このような企業には、日本における産業の安定した経済活動を支え持続可能な社会を目指すといったことを言える企業の資格はあるのだろうか、ないと考えます。到底、産廃事業を任せられる事業者でないと思います。 見解書の内容は、納得のいく明確な内容が記述されていません。 再度見解書を出してください 意見書1件に対し見解書を1枚にしてください。	F・N
	理由	記載なし	
20	意見	説明会に対する企業側の姿勢について 説明会の開催は、法に基づく手順で開催し実績を残せばという感じを受けた。 「会場の借用終了時間が来たのでこれで終了します」といい説明会は終了。まだ挙手をして質問しようとしているのを拒否し閉会。企業側が理解を得るために開催した説明会であるのに誠意は感じられなかった。日を改め説明会を開催するのが企業側の対応ではないのか。事務的に開催された説明会であることが見え見えである。 伊賀環境サービス(株)は現在従業員がいないとの事。社長一人の会社で最高責任者である社長が説明会に出席していない。質問には答えられない状況で説明会を開催したと言えるのか。コンサルティング・有識者(環境生活)の方が同席していたが何のため?必要でしたか。発言はありませんでした。(サンショウウオの生息の話のみ) 今回の説明会で確信したことは、このような会社に産業廃棄物の最終処分場を任せることはあり得ない。 不信心だけが心に残った。 見解書の内容は、納得のいく明確な内容が記述されていません。 再度見解書を出してください。 意見書1件に対し見解書を1枚にしてください。	L・N
	理由	記載なし	

No.			見解（該当区分）
21	意見	説明会までの経緯で疑問に思うこと 三重県は、この計画についてどのようにして判断をして企業側に、計画を進めるよう指導したのか理解できません。下阿波地区の産業廃棄物最終処理場建設予定地は、服部川下流で生活水(飲料水・農業用水など)を取水していることを承知しているはずです。この産廃最終処分場建設計画の資料を綿密に確認した調査を行った結果、今後のスケジュールを進めたのだろうか。 想定外の事態が起こった時、国や県市が対処するできる覚悟はあるのでしょうか。生命にかかわる水資源をどのようにとらえているか考えを聞かせて欲しい。 法的には中立の立場である県や市の担当職員は、説明会に参加しないとの事ですが、同席頂いて住民の考え方を聞いていただくことが大事ではないかと思います。 見解書の内容は、納得のいく明確な内容が記述されていません。 再度見解書を出してください。 意見書1件に対し見解書を1枚にしてください。	M・N
	理由	記載なし	
22	意見	見解書A本件事業を実施することに対する社会的意義について 見解文章はごみ処理問題に関する一般論であり人の生命にかかわる生活水の水源上流に処理場を建設することについての説明でない 意見書1件に対し見解書を1枚にしてください。 見解内容がばやけてしまいますので1問1答をお願いします。	A
	理由	記載なし	
23	意見	日本をとりまく異常気象による災害が全国的に発生しており伊賀地方に回ってくる可能性が高まっている。伊賀には活断層の頓宮断層がある又近年発生が予想される南海地震による地割れや地すべり断層により建設地が現況のまま存続する事はほぼ不可能だと推定されます。産廃物が流出し土壌汚染や河川の汚染が発生する	G
	理由	処分場を計画は水源が汚染され身体的人格権や平穏な生活権を大きく侵害する恐れがあるので反対します。	
24	意見	産業廃棄物の処理施設の件について絶対反対します	F・N
	理由	水源が汚染されるから	

No.			見解（該当区分）
25	意見	服部川上流阿波地内に計画している産廃最終処分場設置に反対です 全国で有害物質の混入により汚染水の流出が相次いでいます 有害物質の分別が不可能であることが認定されています 山田地区の水道水の取水口は処分場予定地の下流です 私達の生活水飲み水は服部川の水源に頼るしかないので 汚染された水を長年飲み続けた場合、身体への悪影響は避けられません 稲作でも汚染水で作られた米と風評被害も心配です。	F・J M
	理由	安定5品目とそれ以外の物質の分別ができず 5品目以外の物質が混入が避けられない実態です 人体や動植物への有害性の物質が含まれ心配です。 将来にわたって住民が不安を背負うことになる。	
26	意見	1.目視チェックでは、安定5品目とそれ以外の廃棄物との分類することは、ほぼ不可能ではないか？ 2.安定5品目の中には、酸性雨などにさらされることにより化学的変化を起こし有害物質を溶出させるプラスチック類やゴムくず、金属くずなどが含まれている。 3.水道水水源地に安定型産業廃棄物処分場が設置・操業されれば水道水源が汚染され多数の住民に健康被害をもたらす可能性がある。 4.伊賀市には水道水源保護条例があります。このような迷惑行為は直ちに撤回ください 第2条(2)水源保護区域(4)規制対象事業場 水道に係る水質を汚濁し、又は汚損する恐れのある事業は対象事業場と認定。	D・E F・N
	理由	本体より流れ出した汚水が山田水源に流れ込み、山田地区住民の飲料水が汚染される恐れ=人格権の侵害。また下流領域の農業用水が汚染される恐れ=水利権の侵害 安定型産業廃棄物の違法処理が横行している例が、福岡・佐賀をはじめ全国各地に事例が存在する中、利益重視の企業体制に懸念を抱いている。	
27	意見	「全国で931件の安定型最終処分場が現に運営されており、概ねこれが正常に稼働していると思われます。」と返答をいただいておりますが、「概ね」や「と思われます」では納得できません。 目視チェックでは、ヒューマンエラーを招く恐れがあり安心できません。	B・N
	理由	大山田地域の住民の人格権・水利権・漁業権が守られないため	

No.			見解（該当区分）
28	意見	山田自治協意見書NO.35,152に対する見解について 御社の事業活動を否定するものではないが、我々に保証された人格権を侵害することになりうる飲料水の汚染について、水質汚濁の恐れがあることは数多くの安定型産業廃棄物処理場の事件から明らかであり、オオサンショウウオの生息についてもその生態維持を保証できるものではないため、計画地域での事業活動は認められない。 地域住民の人格権を侵害してもなおその地域での事業活動を実施しなければならない理由を明確にされたい。	B・F・M
	理由	水質汚濁の恐れがあることが明白であるため	
29	意見	環境調査をしての水質検査に用いる採水は御社で行うのではなく第三者が実施し、分析も第三者が行うべきである。さらに埋め立て処分場であることから地下水や土壌の汚染が懸念され、詳しい調査分析の必要性が十分にある。	F・N
	理由	古来より我々山田住民は飲料水及び農業用水などを始めとし、生活用水として大切に利用して暮してきた地です。 天から与えられた大切な命の水を汚ごすようなことは我々の世代でしないで下さい。	
30	意見	PFOS・PFOAの飲水としての日本の基準は50mg/L英国・独国では100mg/米国に於いては100mg/Lと何れも基準値は倍の数値となっています。しかし排掃水に掃水としての基準はないと示されています。貴社としての考えはどの位の量なら大丈夫と考えられているのか判りません。これらの化学物質を含む物は持ち込まなどの事、どの様に選別し廃棄するのか、お示し頂きたい。有害排水の処理として活性炭等の使用を考えられているが、これが果たして完全無害化が約束されるのであろうか疑問に思います。 仮りに埋め立てられとしての砂質の土を被せ森林他したら終わりとなりますがその後の水質の管理は続けてくれないのだろうか不明です。 大地震、この頃の大量の雨被害は何処に於いても起りうる災害です この場合、想定外でした、終わりですか?誰の責任の下、設計施行されるのか県の定めた基準が責任の行先になるのでしょうか? 一度変えられた環境は我々には変へる事はできません!!	F・G M・N
	理由	水は命この地が住めない地になってはならないと思います この問題は服部川流域、伊賀市民の課題として捉えるべきです。	
31	意見	自然豊かな大山田を守り続けたい。	N
	理由	記載なし	

No.			見解（該当区分）
32	意見	○安定型最終処分場からの水は必ず有害物質等が含まれている水が排水されるというのは誤解ですとあるが、判例から本件計画の様な方法では有害物質の混入を防ぐことは不可避で、汚染水が処分場外に拡散していくことは明白です。「水道水」や「農業用水」の汚染により住民の健康に深刻な被害が生じる恐れがあることから、「安定型産業廃棄物最終処分場の建設」には、絶対反対です。 ○本件事業により風評被害が発生しなければ何ら問題がないとしているが、判例や日本弁護士連合会からの意見書からも安定型最終処分場からの汚染水による地域と農作物(伊賀米)に対する「風評被害」は免れない。 ○伊賀市水道水源保護条例について、現時点において本件事業が本条例に定める「規制対象事業場」に認定されているものではないとされているが、判例等から水質の汚染が発生しないことが立証されていない以上、山田水源を汚染する「規制対象事業場」と考えられ、「安定型産業廃棄物最終処分場の建設」には、絶対反対です。	B・F J・M
	理由	判例等から本件計画の様な方法では有害物質の混入を防ぐことは出来ず、また判例等から安定型5品目であっても、プラスチックの添加剤や可塑剤等の有害物質の混入は免れないことが明らかであり、下流域を水源とする山田水源を汚染する恐れがある。	
33	意見	水質・土壌汚染が困るので、事業に反対します。	F
	理由	記載なし	
34	意見	計画の撤回を求めます 生活環境が汚染などで壊れた時、誰が責任を負うのでしょうか。 あなたがたの利益のために、なぜ私たちが被害を被らなければいけないのでしょうか、絶対に建設反対です。	F
	理由	地下水の汚染、農作物等や山田地区への風評被害 次世代のきれいな環境を守りたいので計画撤回を求めます	
35	意見	発生が見込まれている東南海地震、温暖化の影響から近年多発している線状降水帯の発生等々、想定を超える規模の自然災害が当該最終処分場に被害をもたらし、汚染水質等が流出した場合、命の水・米等農産物への影響は明白。このため、生活環境の保全上の見地から、建設反対。	G
	理由	近年発生している『想定外』自然災害・・・2011年東日本大震災、2024年台風10号(巨大化迷走・ノロノロ)、2024年能登半島「1月地震・9月大雨特別警報」等々があり、今後、自然災害が皆無でないことから。	

No.			見解（該当区分）
36	意見	見解書B11安定型産業廃棄物最終処分場の不適正処分事例が見受けられ、工事差止、あるいは許可取消処分等に関する事例がインターネット上で公開されており、日本弁護士会が環境省に対し、安定型産業廃棄物最終処分場の危険性について意見書を提出されておりますが、そのことだけをもって、<u>本件事業において「100%有害物質が排水される」、「地下水が汚染される。」</u>ということも断言できず、かつ、これらの情報や事象が、本件事業の危険性を示す直接的な証明になり得るものではありません。 不適正処分事例について ◆不適正処分事例が見受けられた最終処分場と当該最終処分場の違いの丁寧な説明 本件事業について ◆下線部断言できずとあるが、可能性を排除することができないのか	B
	理由	記載なし	
37	意見	見解書D安定型産業廃棄物のご説明と悪臭等、火災の発生がないことについて 弊社の計画する本件事業によって埋め立てられる廃棄物は上記イー1のうち、「廃プラスチック類、ゴムくず金属くず、(ガラス、コンクリートくず及び陶磁器くず)、がれき類(非飛散性石綿含有産業廃棄物を含む)」であり、有害物質・有機物などの付着がなく、<u>雨水などにさらされても変化を起さない(容易に化学的変化を起さない)廃棄物</u>です。 上記下線部の雨水について、酸性雨にさらされた場合、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くずなどは有害物質を溶出することがあることから、この汚染水が服部川流出し水道水が汚染され健康被害の可能性が危惧される。	D・F
	理由	水道水汚染の健康被害	
38	意見	見解書E安定型産業廃棄物の埋立に関する確認方法(工程)について 5搬入された廃棄物に関して、受付にてマニフェストの確認を行い、トラックから廃棄物を下す前に、車上で目視確認・検査を行い・・・(12頁) 最終処分場受入れ品目「廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、（ガラス、コンクリートくず及び陶磁器くず）、がれき類(非飛散性石綿含有産業廃棄物を含む)」を、車上で目視確認・検査で、これら以外の廃棄物とを見分けることが困難である。このため、有害物質を含む廃棄物が埋立された場合、有害物質が最終処分場から流出し、水質汚染し服部川取水の水道水への影響は明白。このため、生活環境の保全上の見地から、建設反対。	E
	理由	水道用水への影響。	
39	意見	F水質汚染防止対策等について及びG本件事業の施設の構造等について R6.9.21~23の能登半島豪雨『72時間500ミリ超え雨量この地域過去最多』とのことであった。当該伊賀市下阿波地域に線状降水帯発生等から、これと同程度の降雨があったとした場合、F及びGについて、安全な計画・設計なのか、汚染水の流出がないのか不安と恐怖心があり、御社の考え方を知りたい。	F・G
	理由	『想定外』豪雨発生の見地	

No.			見解（該当区分）
40	意見	飲料水が汚染される恐れがある 農業用水が汚染される恐れがある。 有害物質を排出しないと確約が出来るのか。	F・I N
	理由	埋立て業務5年、管理期2年で、その後の管理義務 無いとなっているが、もし将来(子、孫)に汚染による健康被害が発生した時、誰が責任を取るのか業者か県か、その確約(念書)の取り交わしが無い 限り建設には絶対反対です。	
41	意見	1.水質2.土壌3.景観に影響します。 絶対に反対します。	N
	理由	記載なし	
42	意見	①処分場から汚水が流出すれば山田水源に流れ込み飲料水が汚染され人格権の侵害となります。 ②農業用水が汚染されれば地域ブランドとして評価されている伊賀米に致命的な打撃を与え水利権の侵害となります ③処分場は埋立業務と管理期間と合せ7年で管理義務は無くなるのですが、その後に汚染問題が発生したら誰が責任をとるのでしょうか？	F・I
	理由	全国各地で産業廃棄物の汚染問題が発生している中で水道水源地に処分場の設置・操業には、絶対反対です。	
43	意見	・飲料水が汚染される ・農作物にも汚染が ・閉鎖後の汚染問題の責任 ・処分場建設反対です ・全国各地で処分場から有害物質の流出がある	B・F I
	理由	記載なし	
44	意見	産廃処理場建設に当たり、市民達に安全です。と自信を持って説明でき、理解を得られる根拠があるのかどうか？ 過去に汚染物質が検出された事例を考えると、とても信用性に欠けるものがあるため、賛成できるものではない	F・N
	理由	土壌から汚染物質が検出された場合、農家の風評被害が拡大する恐れがある。 最悪、市民の健康被害の可能性も考えられる。	

No.			見解（該当区分）
45	意見	服部川の水は地元住民の水道水とに利用しており健康管理上問題であり、住民の生命に大きく関わる重大なことだ。当地区は米作りで生計をたてている農家が多い。伊賀米ブランド特Aとして、地名度も高い。水質に問題発生した場合、風評被害もおこり得る。過大な損失である。地元住民を全く無視した営利目的主義のみの事業である。また、処理場閉鎖後、問題発生した場合、誰が責任とるのか、よって建設は断固反対する。	I・J N
	理由	地元住民の生命に関わる大きな問題である。 風評被害が発生した場合、米作りができず、生計が成り立たなくなる。	
46	意見	記載なし	F・I
	理由	処分場の埋立て業務5年、管理業務2年で管理業務がない、それ以降何かあったら、それ後は誰が責任をとってくれるのか?生活用水の安全性環境の破壊など私は反対です	
47	意見	処分場建設に反対します。	F・M
	理由	1.現地は水源保護地域であり水質の悪化が懸念される 2.将来にわたり汚水や臭気の原因になる	
48	意見	先回にも指摘したように自然保護、清流を守る観点から上流域での産業廃棄物・処分場建設に反対です。 いわんや、今回計画されている処分場は数年後には管理義務はないとか。	F・I
	理由	そのような、捨てっぱなしの処分場をこの大山田に作ることは声を大にして反対します	
49	意見	事業計画に反対です。 業務期間管理期間が終わった後に起こるであろう、悪影響を次世代の住民に負わせるわけにはいきません。 今後問題が起きた時に「管理期間が終わったから」と責任逃れされそうに思います	I
	理由	上記の通りです	
50	意見	処分場予定地より下流に住んでいます。埋め立てることで土壌や水が汚れてしまうのではないかと、とても心配です。 私達の日々の生活が脅かされるのではないかと不安です。恐くて水道水が飲めなくなります。田畑への影響も含めて、何年、何十年後に有害物質に汚染されてから責任だの何だの言っても遅いんです。安心できる土地で生活することは当然の権利だと思います。処分場建設に断固反対です	F
	理由	安定型最終処分場の管理は人による目視と手作業だと聞きます。 どんどん増えていく廃棄物から有害物質を完全、確実に取り除くなんて出来ないと思います。雨で流出すること考えられます。	

No.			見解（該当区分）
51	意見	水道水が気がかりのため反対です	F
	理由	記載なし	
52	意見	安定5品目を目視チェックだけで、その他の廃棄物と分類する事は不可能だとこれまでの裁判所の判断が示されています。 さらに、安定品自体の有害性も認められています。 以上の理由から、水道水源の上流に危険極まりない産廃処分場を建設する事に、断固反対いたします。	B・F
	理由	上に記載 岸田様へあなたは毎日処分場から出る水飲めますか？ 10年飲み続けて安全性を示してから、建設の議論をしましょう。	
53	意見	自然豊かなこの大山田に産廃処分場が建設されるということには断固として反対します。また危険性が指摘されているにもかかわらず、今だに安定型産廃処分場を建設しようとしていることに大変憤りを感じます。	F・M
	理由	このまま処分場が建設されたら...と考えると、不安しかありません。安心して生活し、いつまでも自然とともにくらしていきたいです。そして未来の子どもたちが、安心、安全にらせるよう願っています。 そのためには、今、私たち大人が、頑張らないといけないと思います。	
54	意見	有害物質を含まない安定5品目は信用できないし、汚水の流出を防ぐシートのない素掘りの穴に、直接埋めるのは論外。	B・F J
	理由	水道の水質汚濁や伊賀米等の風評被害	
55	意見	大山田地域は豊かで美しい水により、伊賀米をはじめとする様々な農作物が生産されています。 これらの農作物はこの施設の建設により、影響がないとは全く判断できないと思います。	F
	理由	施設の汚染水が処分場の外に拡散していくと思われるため。	
56	意見	安定型処分場内で、土壌への侵害が全く無いと説明できるでしょうか。	F
	理由	周辺の土壌への有害物質の混入が皆無でないと考えられるため	
57	意見	計画書では、埋立て開始から7年で、処分場が閉鎖されるとなっていますが、 周辺の土壌や、地下水への影響をたった7年で有無の判断ができるのでしょうか。	I
	理由	これだけ地域住民が反対していることを理解しているなら、処理場運用前後のケアをしっかりするべき	

No.			見解（該当区分）
58	意見	建設反対	F・N
	理由	汚染水が心配	
59	意見	産廃処理施設の建設に反対します。	F・N
	理由	汚染水による水利権の侵害や安全が保障されないため	
60	意見	断固反対します	F・N
	理由	将来的な安全・安心が保障されない為 (水質・土壌汚染等々)	
61	意見	建設反対 汚染水問題	F・N
	理由	汚染水により水利権・漁業権の侵害を受ける 事業計画において安全・安心が全く保障されない 川の上流に処分場を作る意味が不明、業者の利益の為としか思えない。	
62	意見	産業廃棄物の埋め立てに伴う水質・土壌汚染、悪臭等が懸念される	D・F N
	理由	埋め立て予定地は周りに水田、川、民家も近くにあり又安定型処分場ということで将来的に大変不安な方法をとるようなので、処分方法、処分場所の見なおしを検討してもらいたい。	
63	意見	・なぜ7年で管理がなくなるのか ・なぜ責任が短期で終るのか	I
	理由	住民の反対は長期(10,20,30年)の管理で責任を	
64	意見	・安定型産廃処分場では、汚水防止シート・遮水工等の設備のない所(素掘り穴)に廃棄物が直接埋められる事 ・搬入時には、事業者の目視チェックで埋められる事。	E・F
	理由	上記の事より、施設外に有害物質の流出が発生し、この地域に深刻な水質汚染・土壌汚染・大気汚染を引き起こす可能性が大いにあると考えます	

No.			見解（該当区分）
65	意見	見解書では安心できません。建設に反対します。	N
	理由	見解書で一定の方向性を示していただいています。しかしながら過去に建設された安定型産廃処分場において、有害物質による汚染事故が発生しています。100%安全と言い切れないのが現状ではないでしょうか。	
66	意見	山田地区住民の飲料水が汚染される恐れ農業用水が汚染される恐れなど住民への不安の解決対策が見えない。よって建設は、絶対に中止すべきだ	F・N
	理由	多数の住民の健康被害をもたらす可能性が多（生命にかかわる危険性がある）	
67	意見	処理施設はどこも高い塀を作り中の様子が分からないので川や田畑への影響が怖くて大型車両の出入りにより騒音、振動で静かな生活が脅される	F・H N
	理由	産業廃棄物の処理後の安全性に疑問	
68	意見	服部川の水質に影響がある可能性があり大山田地区のみならず、下流域への影響が心配である	F・N
	理由	産業廃棄物が安全なものばかりとは限らない。	
69	意見	処分場からの有害物質が土壌を汚染し、その土壌から出た水が河川を汚染する恐れがある	F・N
	理由	100%安全だと限らない	
70	意見	大山田地区は第次産業中心(伊賀米、伊賀牛)の地域で最上流域に産業廃棄物処理施設が設置されるのは大きな問題だ 特に水質汚染は農産物だけでなくそこに住む人間の生活に大きな影響をもたらす。特に今問題になっている有機フッ素化合物(PFAS)は発がん性の疑いがある こういった問題はその時点では問題になっておらず後年おきな問題になっていることから現在ではわからない問題がある時点でこういった施設が設置されるのは、反対である。	F・N
	理由	記載なし	
71	意見	産廃を持ちこむための大型の車両の走行により、車より排出されるCO2の酸化、振動による周辺の環境の破壊する	H・K
	理由	上記により住民の安心が出来ないため 産廃建設に反対します	

No.			見解（該当区分）
72	意見	近年、伊賀米の評価が高くなっていると聞きます。 その中でも服部川、周辺は特に良い伊賀米の生産地です。その上流に産廃の処分場が有ると言う事は、伊賀米のイメージダウンになると思う。 今は良くて、何十年も先に水質汚染問題が出るのではないかと。	F・N
	理由	河川の水質汚染で反対します。	
73	意見	・大量の産廃を持ち込む為には大型の車両が多数走行する。 トラックから排出されるCO2の増大、騒音、振動が周辺の環境を破壊する。 ・産廃物の中味を全てチェックできない為、万一有害な物質があっても、被害が出てからしか分からない。	E・H
	理由	上記より、住民の安全安心が保障できない為、産廃処分場の建設に反対します	
74	意見	産業廃棄物の処分過程で温室効果ガスやダイオキシン等の環境汚染となる為、又、大気汚染や水質汚染による健康被害へと発展する可能性がある。	D・N
	理由	産業廃棄物を無害するには膨大なコストがかかる為、企業利益を優先するあまり、ごまかしや不法投棄や放置し社会問題となる事がよくある為反対します	
75	意見	①見解書F-1～(1)～イ、K 水質検査結果の公表については、関係機関住民自治体だけでなく、インターネットに公開するなど、公表の隠ぺいとならないようにしてください。 また、水質検査において、著しく変化が生じた場合の対処については、一時的に処分を見合わせるなど、事業を停止するという記載が全くなく、「措置を講ずる」との記載しかありません。「事業停止を検討する」ということを考えていないのであれば、本計画には反対せざるを得ません。 ②見解書H 163号は迂回路がない地区(広瀬→下阿波)もあることから、仮に崩落事故があった場合の対象方法について、見解を公表してください。また、搬入経路については、どのような経路を想定しているのか、あらかじめ公表してください。	F・K
	理由	①水質検査に著しい事態が起きた場合の対処方法について、明記しておらず、ケースによっては、他の要因に責任転嫁するとも捉えかねません。当地域では、他の大規模開発等がないことから、水質が変わった場合については貴社の責任が第一義的に考えざるを得ないと思いますが、その場合の対処は真摯に対応してもらえるような見解となっていないことから、不信感がぬぐえません。 ②当地区の幹線道路については、脆弱です。また、指摘の箇所については、以前、崩落した過去もあり、道路の渋滞等がありましたが、この場合は、住民の通行を優先すべきと考えます。いわゆる山田地区より西側から搬入する場合は、名阪国道側(中在家IC)からの迂回が考えられますが、そこまでして事業を継続する必要性は考えられませんが、見解を公表してください。	

No.			見解（該当区分）
76	意見	③見解書C 地域を指定する範囲として、大山田地域内が法令に基づき適切であると見解ですが、仮に当該地域以外からの説明を求められた場合は、説明会を実施しないという見解でよろしいでしょうか。 ④見解書J 風評被害が発生させないことは、住民側にも責任があるのは理解できますが、そのためにも水質調査の積極的なネット公開、また現場の説明会の実施など、仮に事業が認められた場合も行ってください。また住民側からの要望があった場合の対処方法について、具体的に記載してください。	C・F K
	理由	③法令に基づき決定した地域と実際に影響のある地域は異なります。この場合、事業を進めていく事業者として、他の地域の意見を聞かないとも捉えられかねないともとるため、事業者の姿勢として信用できかねます。 ④貴社が考える「努力」が何なのか、具体的な記載がないため。	
77	意見	A.事業計画地の下流の「泥濘井堰」から農業用水を当地区は取水して「伊賀米」の作付をしています。特に「伊賀コシヒカリ」は、日本穀物検定協会主催の「令和5年産米の食味ランキング」にて2年連続、9回目の最高評価「特A」を取得しています。取水していることで汚水により農作物が汚染される恐れがあります。 B.山田地域の水道の水源は服部川です。本件より流れ出した汚水は飲料水を汚染させる恐れがあります。	F・M N
	理由	Aは水利権の侵害に当たります。 Bは人格権(身体的人権)の侵害に当たります。 以上のことから本件は設置してはならないと判断できます。	
78	意見	・事前に公表されている処分・処置方で安全であると言える根拠が十分であると思えない。年数がたてば汚水が川に流れ出すのではないかな？ ・大山田地区に処分場を計画した理由が分からない。	I・N
	理由	・全国の同様の案件でも問題として上がっている為	
79	意見	水質汚染	F
	理由	生活用水農業用水が汚染される恐れがある	
80	意見	地域生産物(米、野菜など)に影響した場合や土石流が発生した場合の保証の説明をして下さい。	G・J K
	理由	これまでの説明会では説明が無いため	
81	意見	中村区は下流域であり、廃棄物が大雨などにより、山田水源に流れ込み、飲料水の汚染、農業用水の汚染の可能性が大きいので、設置に反対します。	F・M
	理由	飲料水・農業用水の汚染の恐れがある為	

No.			見解（該当区分）
82	意見	下記の理由により産業廃棄物処理施設の設置に反対します。	D・F G
	理由	(1)地域性 当該地域は、伊賀市東部で淀川源流域に位置し、人工林を主とする地域ですが、自然環境は良好で、動植物の多様性にも優れ、希少種や絶滅危惧種なども生息している地域で、開発によりこれらが消失することは明白で、自然環境の破壊につながり救済手段がありません。 また、淀川源流域を流れる谷川の水は、山林による保水力できれいな水が流れ、下流では水田を潤し良質な伊賀米の生育に欠かせないとともに、山田地域では服部川の表流水を水道水として活用していることから、開発に伴う異物混入による危険が排除できません。国では、環境基準が定められていますが、現在の環境は国の基準よりもはるかにきれいで、現在の谷川の水質が今後も維持されなければなりません。 降水量については、近年の温暖化により、輪島のように線状降水帯の発生危険も高く、笠取山周辺では過去に時間100mmを超える大雨も観測されていることから、高低差の少ない里山でも、土砂災害の危険も高く、この地域の開発及び産業廃棄物の堆積には崩壊の危険要因が大きくなると危惧しています。 (2)産業廃棄物 産業廃棄物には多様なものが含まれ、これらは光、水、空気、温度、バクテリア、菌等との接触により、必ず長期間を経て劣化し分解又は結合し、ガス、液体、熱、別の化合物を発生させ、これらの拡散、流出、地下水への流入により、何年先になるかはわかりませんが、将来的に水稻の栽培ができなくなったり、井戸水や水道水として活用できなかつたり、自然生物の消滅等の危険が大きいと危惧しています。 当地域では、南海トラフ地震で震度6強が想定されていて、地震発生に伴う施設の崩壊又は堆積産業廃棄物の崩壊の危険も排除できません。	
83	意見	服部川流域で生活をしている人々の命である水道水、その水原地帯である住民の人格権や「ブランド米特Aの伊賀米」を生産する者の農業用水、水利権。その水質と、生きものや景観の保全のために、先人達が命をかけて植林等を行い、良い水質と山林の保護を続けて来た生活環境をふみにじるものである。	F・G H・I
	理由	近年の気候の変化、大雨等の大災害が続出している現状を考えると、当産廃処分場計画について、業者は一般的に汚染は無いと説明しているが、各地で問題が多発している現状である。行政の検査等無き搬入される物体等には有害物質の混入は不可避である。また処理施設構造についても水質汚濁、汚染水が処分場外に拡散する可能性が大。搬入車両が原因の排気ガス、交通事故等の増加等将来的永久被害を被る処分場の設置には、子・子孫の代まで大反対である。	
84	意見	大山田地区は、水が美しく米の産地であり水道水と服部川から取っています。なぜ、産廃処分場を下阿波に設置するのか。大山田の良さをつぶすのか、ダメに決っている。 (同じ地区に同じ会社のニチニチ製薬がある)	F・M
	理由	なぜ、水質を含め環境を悪化させる産廃処分場を設置する権利があるのか。反対に決まっている	

No.			見解（該当区分）
85	意見	汚染水の流出が心配のため反対します	F
	理由	有害性のある廃棄物搬入が心配。	
86	意見	なぜ最っと早く計画を知り、住民に説明が出来なかったか、大きな問題点と思う。	N
	理由	今になって意見書を提出しても可能か？ 旧大山田地区に説明を求めます。	
87	意見	産業廃棄物の処分場の設置には反対します 人間に1番大事な飲水が汚染する事である これから先も設置して汚染した場合にだれが責任を取るか、出てからでは遅いんです。兵庫県の知事ではないが人の命を考えてほしい なんとも思っていないのか	F・I
	理由	記載なし	
88	意見	処分場外への汚染水の拡散が考えられ、河川への流入が不可避。生活用水を河川に求める者として、到底容認できません。 よって、下流域に生活する者として、処分場の建設には断固反対です。	F
	理由	将来に渡たり、安心して暮らしていくための基本的な生活権を侵害するものである。	
89	意見	自然豊かな大山田です。 農業用水が汚染されたり、飲料水にまで影響がないか非常に心配な問題です。 付近の地域には、悪臭が発生すると考えます。	F
	理由	環境が壊されることについては、賛同出来ない。	
90	意見	最終処分場の建設反対の一番の理由は水質汚染。我々下流域に生活している者に将来的にどのような被害を受けるか！ 建設関係者は住みますか？住めますか？5年後、10年後に責任をもちますか？	F・I
	理由	第一に健康被害です。飲料水です。また農作物への悪影響です。断固反対です。	
91	意見	下流に水道水取水地があり、飲料水が汚染される恐れがあります。又、優良農地伊賀米の土壌汚染が危惧されます。さらには大気汚染も引き起こされる公算が大い！ こうしたことから産廃建設に反対します。	F
	理由	上記意見のとおりです。	

No.			見解（該当区分）
92	意見	土壌汚染による農作物の風評被害が懸念する。 河川(水質) 汚染地下水汚染が懸念する。 道路の被害(トラック等通行による凸凹) 処分場建設には断固反対！！	F・H J
	理由	生活をして行く上で環境が著しく支障をきたす為 地域が安心、安全で生活をしたい為	
93	意見	産業廃棄物処理により汚染される恐れのある 服部川の水を生活用水としている山田地区の住民にとって重大な事項と思います。1年や2年でその影響が出るとは思ませんが、この先安心して暮せる保障がない限りこの計画には賛成しかねます	F
	理由	河川の水質悪化も懸念される	
94	意見	絶対反対	N
	理由	記載なし	
95	意見	生活用水の汚染：服部川より全んど引水している。特に飲料水等々 農業用水の汚染：米、野菜、果実、その他 河川の汚染：ヘドロ,濁(山椒魚) 単期間の工事で、後は何も会社側は管理義務なしでは不安	F・I
	理由	申請会社の住所大阪になっている。職員の数何名か？ 株式会社なら社の経歴等々	
96	意見	全国各地の安定型処分場では有害物質の流出による環境被害が多数起こっております。 このような不安定な安定型処分場を建設することは許せません。	F
	理由	安定型処分場からの有害物質の流出により、農業用水や飲料水が汚染され、健康被害などが発生するおそれがあるため反対します。	
97	意見	大津夢の里第2処分場が稼働していると言う事は、第1処分場はもう閉鎖下と言う事でしょうか。	N
	理由	情報不足で判らない	

No.			見解（該当区分）
98	意見	大津夢の里第2処分場の実績データを証明できる、滋賀県の証明書を示してください。	N
	理由	信用して下さいの裏付けが必要では	
99	意見	搬入廃棄物の確認方法として、車上にて目視確認・検査行うとの事ですが、工学的・科学的な検査方法は取り入れないのですか。	D・N
	理由	わからない事が多すぎる	
100	意見	覆土は計画事業用地にある土を使うとの事ですが、表土はどのように処理されるのですか。表土共々覆土に使用されるのですか。	F・N
	理由	わからない事が多すぎる	
101	意見	安定型であろうが産業廃棄物処分場となれば、近隣住民は大変心配して当たり前である。 この当たり前をどのように取り払っていくつもりなのかを計画段階で示してほしい。	N
	理由	わからない事が多すぎる	
102	意見	造成計画が全く記載されてない。伐採木や掘削土の処理方法など具体的な計画などは関係地域の住民に知らせるべきである。	N
	理由	わからない事が多すぎる	
103	意見	市道5087号の現状の道路仕様では、大型車の荷重に耐えられるのか。見解書Hではわからない。	H
	理由	生活道路の機能が維持できるのか。	
104	意見	まず最初に言っておきます。本事業計画は、25ha以上に課せられている環境アセスメントの実施を0.1haの差で意図的に回避した悪質な計画であると住民誰もが感じており、御社に対する不信感が増幅しています。現状の法律に違反していないんだからいいんだと言う主張では、コンプライアンス行動指針に記載されている「地域に愛される企業」どころか逆に「地域に嫌われる企業」としての評価を受けるでしょう。 本事業計画は、違法だとはだれも言っていません。しかし、法律は100%かというそうではなく人間が作ったものであるため不備もあります。その不備と思われる部分の一つが環境アセスメントの実施要件であり、事業規模のみでなく立地も要件に入れる必要があると我々地域住民は考えています。 以上の思い・考え方により、よりハイレベルで環境保全を実践検証するするために環境アセスメントの実施を強く要求します。	C・N
	理由	本事業が、環境に悪影響を及ぼさないか強い不安にさらされている。また、御社に対する大きな不信感があり、見解書の内容では到底納得できるレベルではない。	

No.			見解（該当区分）
105	意見	ISO14001の認証取得を要求している目的は、一般的なレベルではなくハイレベルの事業運営を要請しているからです。それは、生活領域や水源に隣接している為有事の際は短期間に計り知れない被害を受け死活問題となり、その発生リスクをゼロに近づける努力手段を講じて頂かなければなりません。これは、一部の住民ではなく全員が思っていることです。 エコアクションプラン21のみの取得では我々が要求するEMSのレベルとはかけ離れた一般レベルの手段であります。従い、よりレベルの高いISO14001の認証取得要求を緩和させることはあり得ません。 御社のコンプライアンス行動指針は優れた内容ですが、それを実行するための一つとして、また、CSRを果たすためにも、ISO14001を認証取得して下さい。同時に優良産廃処理業者の認定取得も併せて要求します。	L・N
	理由	ハイレベルのEMSを実践することにより、事業運営の安全性を確保しそれを維持継続させ、不具合発生リスクを限りなく近づけるため。	
106	意見	PFASに関して、廃掃法上で野放しになっていることが各地で問題となっている要因の一つなんです。これも法律の不備なんです。これだけ全国で問題となっているにも関わらず、その不備な法律にないから水質検査はしませんとの見解は地域の安全性を完全に無視したものであり、我々地域住民の意見をないがしろにしていると思えませんし憤りを感じます。PFASは自然界では分解できないので流出した場合、永遠に残り続けるんですよ。 PFASを使用した製品の製造・使用・輸出入が禁止されているのに各地で検出されているのは何故ですか。過去にそれらに汚染された土壌などが放置されたり廃棄物処分場に埋め立てられているからでしょ。想定しないのではなく想定して下さい。 活性炭処理についてはわかりました。しかし、それだけでは不十分でありその後の検証手段として水質・土壌検査を定期的実施して下さい。	F・M N
	理由	各地で廃棄物によるPFASの汚染が確認され健康被害が社会的な大きな問題となっており、同じことを起こさないようにするため。	
107	意見	持ち込まれる廃棄物の100%の安全性(有害物質が含まれていない、化学的反応により有害物質が発生しない、放射線汚染物が含まれていない)を確認・確保する完璧な具体的手段の提示要求の見解に関して、その内容をそのまま信用することはできません。何故ならば、「説明会に最高責任者が来ない」我々が強く要求しているにも関わらず「環境アセスメントは実施しない」「ISO14001の認証取得はしない」など、その不誠実さに御社に対する強い不信感があるからです。この不信感を払拭するためにどの様な行動をされますか。 また、「証明が著しく困難」とのことですが、見解内容に加えまだ考えられる直接的間接的手段があると思いますので再検討の上、提示して下さい。 更に、埋め立てに関する確認方法(工程)についての専門的技術とそこに配置する人材のレベル(保有する資格も含めて)を明示して下さい。及び、判別が難しい廃棄物に使用する検査キット等と分析・判断方法の詳細についても明示して下さい。	N
	理由	搬入される産廃物の100%の安全を確保する手段に対しての見解が納得できる内容ではないため。	

No.			見解（該当区分）
108	意見	石綿含有産業廃棄物に関し、下記の内容についての見解を明示して下さい。 ①自然災害などにより地表に露出し飛散する可能性及び露出した場合の処置方法。 ②石綿含有産業廃棄物がレベル3であることを確認する具体的方法及びレベル1&2が混入する可能性が絶対ないと断言できるのか。できるのであればその根拠。	D・E N
	理由	石綿含有産業廃棄物の内容及び不具合発生リスク把握のため。	
109	意見	見解書の中で、大津にある施設の実績をうたわれていますが文章だけではよく理解できないので、実際に視察し質疑応答を行う機会を計画して下さい。	N
	理由	大津施設の実績というのは文章だけでは解らないため。	
110	意見	見解書のまとめ方に関して、今回は意見書件数が多かったので仕方ないことだと理解はしますが、内容を確認するのに時間が掛かり本当に面倒でした。再意見書からはCSの観点からもまとめてではなく一意見毎に見解を記する、もしくは簡潔明瞭な方法にして下さい。	N
	理由	見解を確認するのに多大な時間を要したため。	
111	意見	産廃処分場が必要なことは十分理解していますしそのものを否定しているではありません。本事業計画が、服部川の最上流部でかつ地域住民の生活領域やその水源に隣接した場所に計画されているからこそ反対しているんです。 今後、南海トラフ起因による大規模地震や人間である従業員のミスなど不具合発生に繋がる要因は多々あります。確かに「不具合発生ゼロの証明」は難しいでしょう。しかし、そこで生活を営む我々地域住民はゼロでなければ困るんです。日々、心配をしながら心休まることのない生活を強いられる我々地域住民のことをどうお考えですか？ 引き続き計画の中止を強く要請します。 自然を活用したレジャー施設や近くにさるびの温泉がありますが宿泊施設がないので宿泊施設等に計画を変更してはどうですか?そうすれば共生していけるのではないのでしょうか。	G・N
	理由	本件事業はあまりにも生活領域や水源(服部川)に近く、有事の際の被害の大きさを鑑みて無謀な計画であると判断するため。	
112	意見	使用する遮水シートの耐久性能(劣化性も含め)を教えてください。また、経年により浸透水が遮水シートを通過し地下水に流出する可能性についてはどの様に考察しているのか明示して下さい。	F・G N
	理由	使用する遮水シートの性能や耐久性が知りたいため。	

No.			見解（該当区分）
113	意見	本事業に関して、御社が有する経験値・知識レベル・技術力・各種人材(検査員、水処理やその設備に関する技術者及び運転員、埋立を行う作業員、全体を総括する管理者など)の技量を明示して下さい。 見解書では上記に対する具体的な見解の記載が無かったので再度提出します。	N
	理由	本事業に関する企業としての総合力が心配であるため。	
114	意見	見解書を見るかぎり、きれいな水ばかりでなんの無害で安全で、保証するとは、書いてない。まして上流での処分場には反対する	F・N
	理由	上流での廃棄物処分場になんの安全安心が出来る物品がない。事が起こればその事に対処すると書いてあるが事が起ってからでは遅すぎる。かならず害がしょうずる。下流で飲水して生活している、住民全員が反対するのは当たり前。	
115	意見	B安定型産業廃棄物最終処分場運営事業について 8 唯一、弊社が本件事業において有害物質を排水しないことを疎明できるとすれば、弊社グループ会社が現に運営している「大津夢の里第2処分場の実績データ」です。	B・N
	理由	日本弁護士連合会に全国事例を鑑みると、有害物質が発生し施設外に流出している。	
116	意見	P6.B3平成9年以降度々廃棄物の処理等の法改正が行なわれている。 P7.J3当事業終了後の風評被害の補償の裏付は?。 P14.E7目視チェックで安定5品目とそれ以外の廃棄物とを分類することは、ほぼ不可能と裁判所も認めている。	B・E I・J
	理由	安心、安全な命の水と伊賀米特Aをまもりたい。	
117	意見	安定型処分場においては法が予定した安定5品目とそれ以外の物質の分別ができず処分場内安定5品目以外の物質が混入することが避けられない実態となっている。また5品目自体に人体や動植物への有害性が指摘されている物質が含まれていることも明らかである。したがって安定型処分場を認めたのでは環境汚染を防止することができないこれを覆す証拠を示して下さい	B・F N
	理由	私たち地域の住民の人格権の侵害飲料水の汚染水利権の侵害農作物の汚染健康被害をもたらす可能性を多くの裁判例が認定しています	
118	意見	この処分場は、水道水源地になるので、水道水汚染 多数の住民(伊賀市全体)の住民らの健康被害をもたらします。 水道水源地保護条例をどう捉えられていますか?	F・M
	理由	条例に逆らえる事は、不可能	
119	意見	産廃処分場建設に断固反対として色々な権利が奪われる様に思います。 飲料水、不安を感じたら暮らし農作物、漁獲物が汚染される等を子・孫へ自然豊かな環境を大切に守って行く為に	F
	理由	記載なし	

No.			見解（該当区分）
120	意見	建設予定地については、水源保護区域内又、規制対象事業場区域内であり生活用水への汚染による地域住民への健康被害は三重県・奈良県・京都府・大阪府民に水道水源汚染となる。農業用水汚染により現在国内特A米「伊賀米ブランド」の生産地であるが、農作物の生産が出来なくなる。又、飲料水として「伊賀の水」も国内外においても有名であり水質汚濁による生産中止・風評被害が計り知れない。従って、当施設より有害物質が雨水等で排出されない事及び地下水汚染が無い事が100%確約できなければ建設を断念すべきである。	F・N
	理由	・伊賀市水道水源保護条例に違反する。 ・汚染水が処分場外に拡散していくことにより生命に影響が及ぶのを阻止する。	
121	意見	御社の意見書に対する見解書を熟読するも、活字の誤字が目立ちます。産業廃棄物の5品目に関しても、目視で選別との事ですが、何トンもの持込廃棄物の中から確実に選別は不可能!!我々地元はもとより奈良、京都府の下流域まで広域にわたり、人格権、水利権の安全上断じて建設してはならない。伊賀市の水道水源保護条例に基ずき、建設を中止すべきです。安定型処分場建設の差止が認められた日弁連の判決文も多数ある。	B・F M・N
	理由	記載なし	
122	意見	A-6において貴社のみが一方的に計画するものではなく地域と協議するとしているが、今回の計画段階で地域と協議は一方的であると考えます貴社の「協議して構築する」と言う言葉は信じられません。	N
	理由	言行不一致	
123	意見	見解書D、1、イー1に対して埋め立てられる廃棄物には有害物質、有機物などの付着がなく、雨水などにさらされても変化をおこさないとあるが信用できない	E・N
	理由	他地区での安定型処分場で有害物質の汚染事故がおきている。	
124	意見	見解書A全体に対して産業廃棄物処理場の建設の社会的意義は理解できるが産業廃棄物処理場がもたらす山田地区住民への生活環境への不安は消えない又、ネガティブな情報のみを取り上げてはいない	A
	理由	意見の中に併せて記載	
125	意見	見解書B全体に対して、本件の事業実施にあたり山田地区住民に生活、環境、風評等の不安がでるのは当たり前だと思います 数回の処理場の説明会で理解できるはずがない 御社も現在地区住民に対して安定型産業廃棄物処理場事業について説明不足と認識されているなら現実社会において証明できない事象は存在し「ないことの証明」は「消極的事実の証明」と言う言葉で済まさないでほしい	N
	理由	意見の中に併せて記載	

No.			見解（該当区分）
126	意見	見解書E5に対して搬入された廃棄物に関して受付にてマニフェストの確認、廃棄物を下す前に車上で目視確認とあるが、果たして車上からの目視確認だけで、許可品以外の廃棄物であるか否か判別できるものなのか？ 受付でのマニフェストとは？	E・N
	理由	見解書で理解できない点があるから	
127	意見	処理施設反対 大気・水質・悪臭・生物・景観・地域住民に影響を及ぼす事が目に見えている	N
	理由	清らかな大山田を昔の要に残したり。	
128	意見	①排水の安全性について、廃棄物持込段階で、目視や臭気確認し、異常が認められるものに関しては、追加検査したのち受け入れるので、有害物質の受け入れを想定しておらず、そもそも有害物質は排出しない。埋設地排水の浄化処理後の排水なので、排水に有害物質は含まれないとの説明があるが、目視や臭気確認で有害物質の確認が可能なのか？ ②遮水シート接地等の地下浸透防止対策は出来ないのか？ ③水質検査は1回/月とあるが、頻度は上げられないのか？ ④現計画の廃棄物処分計画用地面積と現取得用地面積は？今後の計画で処分場用地拡大は有るか？	C・E F・G N
	理由	処分場排水を水源として、飲料水・農業用水として使用する住民の健康被害が懸念される。	
129	意見	・飲料水の取水場の上流に産廃処理場を建設する事が問題あり、水質検査で異状が見つかる時点で手遅れではないのか。	F・N
	理由	水質悪化による健康被害	
130	意見	埋立終了後の維持管理については見解書24ページ記載の(1)~(9)の基準をクリアして2年間以上は維持管理を行うとありますが、2年間クリアできれば、あとの責任を負う必要はないと読みとれますが、どうでしょうか。また25ページの3番に「何らかの影響するような事象が生じることは想定し得ません」とありますが、どうしてそのように断定することが出来るのでしょうか	I・N
	理由	想定外の事象が起こり得ることを考えない 無責任な見解書である	

No.			見解（該当区分）
131	意見	ISO14001の取得はしていないとの返答でしたが、ISO14001の取得予定を教えてください 取得の予定が無いのであればその理由を教えてください。	L
	理由	水質検査のデータ改ざんが疑われる為。	
132	意見	9月13日付の見解書では事業を実施するにあたり有害物質を排出しない事は保障できるとあるが、心配されている南海トラフ地震や台風等による洪水や土砂くずれ等の大規模災害が発生した時、処理場の被害も甚大なものとなり、有害物質が排出され、水質汚染・土壌汚染の危険性も大きいと思われる。この様な大規模災害に対する対策はあるのか。又どの程度の被害を想定しているのか。	G
	理由	産業廃棄物処理施設からの有害物質の排出は地下水、河川を汚染し、我々、地域住民の健康被害をもたらすから。	
133	意見	下流域の住民として計画区域での最終処分場の事業計画に反対します。	F
	理由	水道水の水源、地域農業の水利である為	
番号 振り分け 無	意見	産廃建設反対	N
	理由	環境問題・地下水の汚染等今後の生活において不安な点が多い為。	
134	意見	伊賀市山田地域は飲み水を服部川から引き込んでいることから、その川の水が汚染されると大変なことになる。 これまで、地域住民が維持し、守ってきた自然環境を破壊されることには絶対に反対します。汚染しないという根拠もなく安全ですというゴマかしはやめてほしい。大山田に生息する水生生物も、私たち人間とも共生共存してきています。彼等をおびやかす権利はあなた方にはない。	F・M
	理由	飲料水、生物への汚染には絶対ゆるすことはできません	
135	意見	処理施設が完成後、数年後の水質への影響が心配。 100%影響がないと言う保障がなければ建設に反対である。 建設後の管理体制も明確にしてほしい。 土地が遊んでいるから、丁度いいのではと言う安易な考えがあるのではないか?当地区の状況（伊賀米特産地・水道取水等）の事前調査をしているのか?	I・J N
	理由	数年後の大雨、台風等による地下水の流出が心配。 伊賀米への風評、水質変化による水道取水施設の撤退が心配	

No.			見解（該当区分）
136	意見	安定型産廃処分場建設に反対です 水質、大気、悪臭 飲料水や農業用水が汚染されるということは日々生活用水として使用している私達にとって命にかかわる大変な事です。 健康面、生活面、経済面・環境面、心理面に大変な不安をさせられる事になります。 騒音・土壌・地盤 抛入されることで多くのトラックが行来する事に土壌も悪化し汚染水もしみ出ていくでしょう 多くのトラックが走る為道路も危険をともなってくるし、アスファルトも痛みます。 地震、異状気象が多発し地盤ももろくなっています。 安定型産業廃棄物(安易に化学変化を起こさない) この化学的变化証明できますか。土に染み込んだ土壌染み出た水安全ですか？ 有害物質の混入不可避。汚染水が処分場外に拡散していく。先祖から受け継がれてきた豊かな地、次の世代に胸を張ってバトンを渡す義務があると思う 淀川まで流れている水、上流の地域のものとしての責任もある。	D・E F・G H・N
	理由	記載なし	
137	意見	与田谷川の濃度の上昇があること、服部川の水質はほとんど?変化がない、生活環境に及ぼす影響は小さいとありますが、何らかの影響があるということですので、処分場の設置はしないでほしい。	F・N
	理由	用水を利用して鯉を飼っている、井戸水も使っているので心配である	
138	意見	安定型処分場は多くの問題を引き起こし、度重なる汚染事故や不法投棄を発生してきた。処分されるものが無害であるということは言えず安定5品目とそれ以外を分別することが困難であり、特にがれき等には混入を否定できない。 一旦この処分場が作られ、汚染水が山田水源に流れ込み、様々な危険を生じさせた場合、地元住民の生存権にもまた子孫に及ぶ健康で文化的な生活を営む権利を侵害することから、処分場設置に強く反対する。 そもそも、ゴルフ場用地として手に入れた土地をなぜ処分場に変更したのか、企業の信頼性は全くない。	B・D F
	理由	2007年には、日弁連より、安定型最終処分場の新設を許可されないように求める意見書も出されている。このことから、私たちの住む地にこの処分場を作ることは許さない。強く反対する	
139	意見	盛土が大雨などで土砂崩れの危険がある。	M
	理由	記載なし	

No.			見解（該当区分）
140	意見	No.121の意見に関して有害物質は出ない、地下水への流出はないとの見解ですがNo.68の意見にある様に活断層があり、有害物質についても貴社の言い分では100%との事ですが、どのような事が起こるかは誰にも断言できません。風評被害についても100%ないとは言えません。住民が安心できる様に、関連会社全てによる風評被害発生時の保証を示して下さい。有害物質の発生がないと言うのであれば貴社についても安心して保証を示せるのではないのでしょうか。	I・J K
	理由	万が一の事故発生時に風評被害により伊賀全体の農畜産物が売れなくなる事は生活環境の保全の観点から重要である。	
141	意見	伊賀市水道水源保護条例第15条(規制対象事業場の設置の禁止)では「何人も、水源保護区域内において、規制対象事業場を設置してはならない。」となっています。貴社においては、水質が基準内であれば問題が無いと説明会では申されていましたが、条例第1条「この条例は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第2条第1項の規定に基づき、本市の水道に係る水質の汚濁を防止し、清浄な水を確保するため、その水源を保護し、もって住民の生命及び健康を守ることを目的とする。」を公の立場で踏まえれば想定外の事故が起きた場合も考慮して条例第15条があるのではないかと思います。(対象事業場が運用した段階で事故はゼロに近かもしれないが想定外がある以上ゼロではない。)しかし規制対象事業場の定義は認定をされなければならないので、対象事業場の設置は可能と受け取れますが、認定の対象となる事業場であることには明らかです。それでもこのまま続けるのですか？ それから貴社は見解書のLの1の(2)で「私たちは、関係法令並びにこの行動指針等の社内規定を遵守し、健全、誠実、公正を旨として社会的良識に従って行動いたします。」また、見解書Cの3「本件事業計画については関係法令及び各環境基準等に基づき、適法に立案しているという認識です。」そこで条例についてを調べたら、憲法第94条、地方自治法第14条、第16条などに基づき地方公共団体が法令の範囲内で議会の議決により制定する法形式の名称で、普通地方公共団体の区域内において適用される“自治立法”で、つまり関係法令の遵守とか関係法令及び各環境基準等に基づき、適法に立案とか、この自治立法に対し設置の計画は非常にグレーで逆撫でされています。これが貴社による社会的良識なのでしょうか？	M・N
	理由	記載なし	
142	意見	将来的に水質汚染等の問題が100%ないといえるのか水質汚染があった場合誰がどのような形で責任をとってくれるのかを知りたい。	I・K
	理由	将来のこの地に住む子供達の為に深刻な問題になる前に誰がどのような形で責任をとっていただけるかをハッキリしてほしい為	
143	意見	1.搬入物が適正であるか誰れが確認し、県や伊賀市に報告するのか 2.産廃が処分される以上、水質検査は永遠に行われるべきである。	I・N
	理由	1.上水道、農業用水として利用されているため、 2.何かあれば、税金が投入されることになるのか 過去の事例でもわかるが県・市の責任を明確にすべきである	

No.			見解（該当区分）
144	意見	産廃処分場はダメ、空地等に見られるソーラーパネル設置はOK?メガソーラーは意見聞かず問答無用で設置されるのですか? ソーラーパネルの危険性、環境破壊分かってますか? 山をけずり大量のソーラーパネルを敷きつめておいて森林環境税徴集。←何ですかこれは???	N
	理由	産廃処理施設反対ならゴミを出すな出した者は罰則にすべきでは?	
145	意見	車による騒音 大雨による水質汚染	F・G H
	理由	近年の大雨による流出のおそれ	
146	意見	大自然に戻せない廃棄物を増やしているのは人です。原因を絶たずして処分場の建設問題は何の意味があるのでしょうか、化学建材始め廃棄物を作らない使わない運動を初心に戻り努力していく事がいつかこの問題を減らし、解決していくのではありませんか。	B・N
	理由	記載なし	
147	意見	有害物質などの分別がきちんとされないままの埋め立てにより、土壌からにじみ出る汚染水や汚染物質による健康被害、環境破壊が不安です。子供達の川遊びやざりかにとりなど。きれいな水は本当に大切です。 大量のゴミになってくるときちんとの分別の徹底は出来るのか?5年後10年後のその先も必ず安全と言えるのでしょうか?	E・F I
	理由	意見と理由と、まとめてしまいました	
148	意見	1.産業廃棄物とは、様々な最終的に処理(リサイクル除く)できないものを示すと考えれば、処理の過程で生き物にとり(人含む)健康に害するものとしか写りません。伊賀地域は、自然豊かな場所です。その所に廃棄物をそれも最終処分となれば、伊賀の自然は、元に戻りません。大気も水質も悪臭も土壌もです。高い場所に有れば低い位置に影響が有ります。 それが原理原則、その原理原則を考えると生産した所へ戻す(グリーン調達)事が今後の廃棄物も少なくなるのではと考えます。	B・N
	理由	記載なし	
149	意見	水質や震災で危険となる可能性が有るなら、反対。 代表取締役がそこに住せるのか? 人が住していない地域は日本国内有るでしょう。	F・G
	理由	記載なし	

No.			見解（該当区分）
150	意見	水質・土壌・地盤に色々な事が不安である。 年数を経過する事に、産業廃棄物は、身体に影響を及ぼす。①地盤②土壌③水質に一生涯してくれるのでしょうか	F・G I
	理由	始は建物は、きちっとすると言われても、年数が経過する事に廃棄物と共に建物も老化し、影響を受け、これからの子供達や孫達に(地面の下から、川に流れ、口にしみこみ身体にあらわれる) 害がある!と色々な事を思うと身痛な思いです。	
151	意見	建造物による経年劣化	F・I
	理由	経年劣化による廃棄物からの有害物質の流出も考えられ水質汚染が懸念される	
152	意見	貴社の見解書を読ませてもらいました。文書を読む限り、もっともな事も書いてありますが、2度にわたる説明会に、会社側から1人しか来ていない対応を含め貴社が信用できません。伊賀地域には、すでに産廃施設があり、これ以上この地にそのような施設はいりません。環境が悪くなることはあっても、良くなることは絶対にありません。伊賀は、ゴミ捨て場ではありません。 所有地を遊ばせておくのはもったいないという貴社の思いは理解しますがもっと別な住民がウェルカムとなる施設を検討して下さい。	L・N
	理由	記載なし	
153	意見	産業廃棄物処理場設置に反対します。 まず、産業廃棄物の安全性がどう担保されているのが不明。勿論、マニフェスト管理はされていると思うが、中身迄の信用性が無いと思うし、仮に水質汚染が発生しても、責任を取れないし、完全に元に戻すことは、不可能。従に産業廃棄物から流出するものの中に目視出来ない物質が含まれる危険性があり、一度、流出すると元に戻らない。水道水は、もちろん農作物への悪影響も多大。加えて、設置後の風評被害も予想される。 次に業者の信頼性がない。HPを確認しても資本金500万とあるか、組織も概要も不明ISO14001取得も不明 流出防止策の技術的現実性も不明である。	F・J K・L
	理由	設置業者は、確実に流出防止策を講じると言われるが、これを技術的現実性を担保出来るかが疑問。流出してからでは遅い。これからの世代のためにも危険性を排除出来ない産業廃棄物処理場は、不要である。	
154	意見	安定型と言っても埋める物に有害物質が混入していた場合、土壌汚染や地下水汚染につながりかねない。	F
	理由	住民の安全保障がない	
155	意見	計画が業務5年管理2年では管理期間が短すぎると思います。 事業に反対です。	I
	理由	水質は10年以上のレベルで影響が出ると想像できます。 伊賀米の生産に欠かせないきれいな水に影響出てくると思います。	

No.			見解（該当区分）
156	意見	J-5「有害物質が含まれた水が放流されることがないことを理解していただく・・・。」とあるが、有害物質が放流されないと言い切れない。実際に、全国各地の安定型処分場の稼働地域において、処分場からの有害物質の流出による環境被害が多数起っている。 J-3発生した場合は・・・適切な補償を・・・とあるが、補償すれば良いとの考え方は遺憾である。よって、建設には反対するものである。	F・J N
	理由	山田地域は伊賀米生産地(特A)である。 本事業が環境に悪影響を及ぼさないか、見解書の内容では納得できないため	
157	意見	E-5目視確認・検査を行い、マニフェストの記載内容と合致するか、あるいは許可品目以外の廃棄物であるか否か確認する。とあるが・・・。 裁判所は、これまでの数々の訴訟において、「目視チェックで安定5品目とそれ以外の廃棄物を分類することは、ほぼ不可能である。」と認めている。 「安定5品目の中には、酸性雨などにさらされることにより科学的変化を起こし、有害物質を溶出させるプラスチック類やゴムくず金属くずなどが含まれている。」と安定5品目自体の有害性を指摘している裁判例が多くある。	B
	理由	本事業が環境に悪影響を及ぼさないか、見解書の内容では納得できないため。	
158	意見	F-1(2)ア本事業により処分場から有害物質が含まれた水が排水されることはあり得ません。とあるが、排水されないという保障はない。 特に、水道水源地に安定型処分場が設置・操業されれば、水道水源が汚染され多数の住民に健康被害をもたらす可能性を多くの裁判例が認定している。	B・F N
	理由	本事業が環境に悪影響を及ぼさないか、見解書の内容では納得できないため。	
159	意見	人間にとっては一番大切な水を汚染されては一番困る我々には一番大事だが将来の子孫にとってはゆるしがたき問題である。この美しき大山田を汚 ごしてはならない。 もちろん大山田以外でも同様である。 断固中しを申し入れて下さい。	F・N
	理由	記載なし	
メール 送信分	意見	安定型処分場に関する過去の判例を確認しました。（千葉地裁木更津支部平成17年5月12日判決） 建設等差止となった事例で、廃棄物に有害物質が含まれていた場合に有害物質だけを除去するのは困難で、ひとたび有害物質が地下に浸出して汚染 が拡散し、人体に悪影響が発生した場合には、その被害を回復し、拡大を止めるのは著しく困難であると記載されている。	B・F N
	理由	上記を判決理由として差止されている事案がある中で、廃棄物処理 及び清掃に関する法律の改正がなされ規制されていないまま現在に至っているとすれば、今回の安定型産業廃棄物計画に対し地域住民が環境汚染を 不安に思わず、建設に反対しないということは絶対にはないと考える。先般の見解書中には“ネガティブな情報のみ取り上げて”（P4 A-5）というよう な見解があったが、このような心配は言葉で説明することや技術で補うような話ではなく、計画自体を見直す根本的な問題なのではないかと考える。 る。	